

**平成 20 年度農薬飛散リスク評価手法等確立調査検討会開催要領(案)**

平成 21 年 1 月 6 日  
検討会決定

**1. 目的**

市街地における農薬散布に伴う環境リスクの低減を図るため、公園等でのモニタリング調査を実施し、農薬の暴露実態を把握した上で適切なリスク評価・管理手法の開発を行うこととする。

**2. 調査・検討事項**

- (1) モニタリング調査結果の評価
- (2) 公園等管理者向け病害虫・雑草管理マニュアル策定に関する検討
- (3) その他農薬の飛散リスク評価・管理手法の検討に必要な事項

**3. 検討会の構成**

検討会は、農薬の飛散リスク及び病害虫防除に知見を有する関係者をもって構成する。

**4. 検討会の運営**

- (1) 検討会に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- (2) 座長は、議長として、検討会の議事を整理する。
- (3) 検討会の議決は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

**5. 検討会の公開について**

- (1) 検討会は、原則として公開するものとする。ただし、公開することにより、率直な意見の交換が制限され公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合、又は企業の知的財産等が開示され特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合には非公開とするものとする。
- (2) 検討会の資料及び議事概要は、非公開を前提に収集された資料を除いて、原則として環境省のホームページで公開する。

**6. 事務局**

検討会の事務局は、財団法人残留農薬研究所が行う。